

指定居宅介護支援事業

重要事項説明書

香久山指定居宅介護支援事業所

1 事業所 名 称 特別養護老人ホーム 香久山インパレス

所在地 奈良県橿原市戒外町7番地

2 事業の目的

社会福祉法人松福会が開設する香久山指定居宅介護支援事業所が行う、指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者が要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

3 運営方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性、環境等を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援し、事業の実施に当たっては、関係市町村、老人福祉法に規定する地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 職員の職種・職務内容

(1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の介護支援専門員の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければならぬ。

(2) 介護支援専門員 1名以上（常勤）

介護支援専門員は、利用者等からの相談に応じ、介護サービス計画を作成し、他機関との連絡・調整を行う。その後、円滑な利用がなされているか確認する。

5 営業日及び営業時間

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 午前9時00分から午後5時00分

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

6 業務内容

(1) 利用者のサービスの選択に必要な情報の提供

(2) 利用者についての問題点、課題等の把握

(3) 居宅サービス計画原案の作成

- (4) サービス担当者との連絡調整
- (5) 居宅サービス計画に対する利用者の同意及び実施
- (6) サービス実施状況の継続的な把握・評価
- (7) 市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携

7 利用料

- (1) 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用料は、次の通りとします。

法定代理受領分	10割保険給付（無料）
法定代理受領分以外	全額契約者負担

- (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費

- ① 実 費
- ② 自動車を使用した場合の交通費

事業所の実施地域を越える地点から、片道2km未満	片道300円
事業所の実施地域を越える地点から、片道2km以上	片道500円

8 利用料の支払い方法

ご利用料は、毎月末締めとし、請求書納付後、10日までに現金にてご精算いただきます。

9 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 事業者及び職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙1（契約書参照）のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- 一、 サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 二、 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等との連携
- 三、 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- 四、 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- 五、 生命・身体の保護のため必要な場合
(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- (2) 前項に掲げる事項は、契約終了後も同様の取扱いとします。

10 緊急又は事故発生時の対応

事業者は、緊急又は事故発生時に利用者に対し、速やかに医療従事者と連携し、適切な医療処置を行うと共に、家族への報告等必要な措置を講じます。

11 通常の実施地域

橿原市、桜井市

1 2 虐待防止に関する事項

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

1 3 第三者評価について

第三者評価実施状況 なし

1 4 記録の保存について

施設は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

1 5 苦情申立の制度

提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備、その他必要措置を講じます。

<受付窓口>

香久山指定居宅介護支援事業所

電話番号 0744-29-5001

時 間 午前9時00分～午後5時00分

担 当 小郷原 照代

奈良県国民健康保険団体連合会

住 所 檜原市大久保町302番地1（奈良県市町村会館内）

電話番号 0120-21-6899

時 間 午前9時00分～午後5時00分（但し、土・日曜・祭日除く）

檜原市長寿介護課

住 所 檜原市内膳町1丁目1番60号（檜原市役所分庁舎2階）

電話番号 0744-22-8108

時 間 午前8時30分～午後5時15分（但し、土・日曜・祭日除く）

令和 年 月 日

居宅介護支援事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して重要事項の説明を行いました。また、複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該サービス事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であること。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について(別紙参照)説明を行いました。

〈事業者〉住所 奈良県橿原市戒外町7番地

事業所名 社会福祉法人 松福会
香久山指定居宅介護支援事業所

説明者氏名 (印)

私は、事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援事業サービスの提供開始に同意し、確認いたしましたので署名いたします。

〈利用者〉住所

氏名 (印)

〈代理人〉住所

氏名 (印)

(利用者との関係)